

感染症対策に役立つマスクの知識

▷問い合わせ先＝新型コロナウイルス感染症対策室(☎内線350)

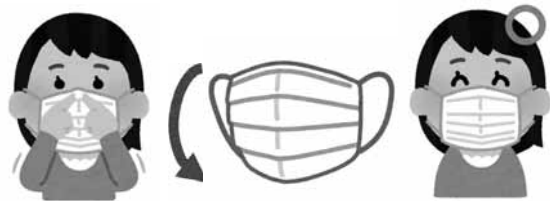
1 最も効果が高いのは不織布マスク

マスクの素材や、人と人の距離感によって、マスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。

自分と相手の双方がマスクを着用することで、不織布マスクの場合は75%、布マスクの場合は70%のウイルスの吸い込みを抑えることができます。

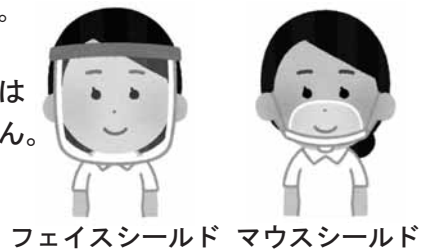
2 マスク周辺から漏れないことが重要

鼻の形にマスクを合わせ、顎を包むようにマスクのひだを伸ばし、隙間がないように着用しましょう。



マスクを併用しない状態での、フェイスシールドやマウスシールド(マウスガード)の使用は効果が弱いことから、可能な限りマスクを着用してください。

※単独での使用は推奨されません。



フェイスシールド マウスシールド

3 会話はいつでもマスク

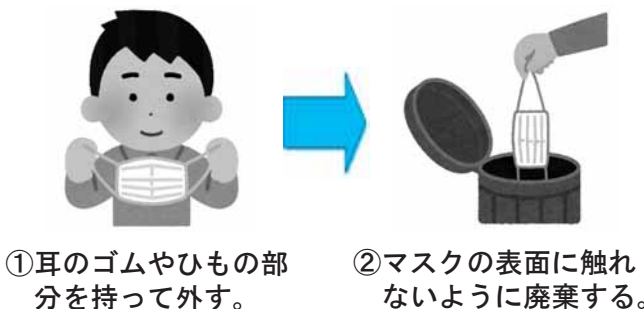
感染防止に必要な間隔を確保できない場合もあるため、話すときはいつでもマスクを着用しましょう。

食事の際にはマスクを外さざるを得ませんが、会話しながらの食事は座席に十分な距離が必要となります。2メートル程度の距離が確保できない状況では、食事と会話を別々の行為と考え、食後にマスクをした上で会話することを推奨します。



4 ウイルスに触れないように外す

マスクの表面にはウイルスが付着している可能性があります。触らないよう注意しましょう。また、外した後は必ず手を洗いましょう(アルコール手指消毒剤も可)。



①耳のゴムやひもの部分を持って外す。 ②マスクの表面に触れないように廃棄する。

発熱などがある場合は、電話をしてから受診を！

発熱など感染症が疑われる症状がある場合は、外出を控えてください。また、医療機関を受診する際には、かかりつけ医にまずは電話で相談ください。かかりつけ医がない、またはどの医療機関に行けばよいか迷う場合は以下に相談ください。

▷受診・相談センター(24時間受付)＝(☎019-651-3175/FAX019-626-0837)

新型コロナウイルス ワクチン接種情報～第1回～

広報大船渡では、新型コロナウイルスのワクチン接種情報について、随時お知らせします。本号の情報は、2月1日時点のものです。

市は、国の方針に基づき、市民の皆さんが速やかに適切なワクチン接種を受けられるように準備を進めています。

国では、全国民が接種できるワクチン量の確保を目指していますが、当面は、提供されるワクチンの量に限りがあるため、接種対象者を分けて順次実施していくことで、医療の負担軽減を図りながら、国民生活の安定や社会経済活動の回復につなげていくこととしています。

また、ワクチンの接種は全額公費(無料)で受けることができます。

予定では、ワクチンの使用が認められる薬事承認後、2月下旬から新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者(医師、看護師、救急隊員など)に、4月から65歳以上の人を対象に、接種が開始される見込みです。

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎@1581)



■ワクチン接種順位(予定)

2月下旬～医療従事者

4月～高齢者
(65歳以上を想定)

基礎疾患を持つ人
(開始時期未定)

高齢者施設などの職員
(開始時期未定)

60～64歳の人
(開始時期未定)

上記以外の一般の人
(開始時期未定)

順次接種を開始

地域企業経営継続支援事業費補助金(家賃補助) 2回目の申請期限は2月26日(金)です

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者に対し、支払う家賃・地代の一部を補助する、大船渡市地域企業経営継続支援事業費補助金(家賃補助)の2回目の申請期限は2月26日(金)です。

期限を過ぎての申請は受け付けませんので、ご注意ください。

▷対象者＝市内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業組合など

▷対象業種＝小売業、飲食業、宿泊業、サービス業および運輸業

※対象業種の詳細については、市ホームページを確認ください。

▷条件＝令和2年11月から令和3年1月までの

いずれかひと月の売上が、前年同月と比較して30パーセント以上減少していること。

▷補助率＝補助対象者が支払った家賃・地代の2分の1以内(上限は、月ごとに10万円)

▷対象期間＝令和2年11月から令和3年1月までの3カ月間(最大で30万円の補助)

▷申請期間＝令和3年1月12日(火)から2月26日(金)まで(土・日・祝日除く)

▷申請方法＝申請様式を市ホームページからダウンロードし、必要書類と併せ商工課へ提出ください。様式は、市役所本庁商工課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所の窓口にも備え付けています。

▷申請・問い合わせ先
商工課(☎内線109・111)